

# 令和6年度第5回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年8月9日(金) 午後1時30分から午後4時54分  
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

## 3. 出席委員 (18名)

会長	8番	濱田 香	会長職務代理者	6番	田 洩	緑
委員	1番	福田 淳一郎	委員			
〃	2番	中村 精	〃	13番	藏内 敏博	
〃	3番	山田 準二	〃	14番	石谷 隆	
〃	4番	砂川 重雄	〃	15番	柳田 和廣	
〃	5番	建部 憲二	〃	16番	竹森 潔	
〃	7番	小林 照美	〃	17番	福安 修	
〃	9番	小林 光徳	〃	18番	岩永 正司	
〃	10番	下田 義男	〃	19番	川上 信温	
〃	11番	河毛 早苗				

## 4. 欠席委員 (0名)

## 5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 18名)

邑美	竹内 七郎	河原町	荻原 誠
せんだい	猪口 洋司	〃	高田 三朗
〃	有田 裕	用瀬町	池本 和明
〃	森本 寿夫	佐治町	小谷 章
高草	山岡 茂	気高町	田中 清晴
湖南	福田 幸司	鹿野町	橋本 和夫
湖東	山根 一美	〃	谷口 和人
国府町	吉永 昇平	〃	小林 洋史
福部町	谷口 泰彦	青谷町	大石 剛

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 議事

議案第 27号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 28号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 29号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 30号	非農地証明について
議案第 31号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 32号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について

### 第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

## 7. 事務局 川口局長 広谷局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
川口局長	ただ今から、令和6年度第5回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、19番の川上委員は遅れるとの連絡があり、現在、18名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号15番 柳田委員、16番 竹森委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号32～43番の12件であります。 整理番号32番は、国安で贈与による所有権移転です。 整理番号33番は、大桝で売買による所有権移転です。 整理番号34番は、河原町佐貫で贈与による所有権移転です。 整理番号35番は、鹿野町河内で贈与による所有権移転。 整理番号36番は、向国安で贈与による所有権移転。 整理番号37番、38番は、鹿野町末用で相互による交換での所有権移転ですので、一括審議をお願いします。 整理番号39番は、用瀬町安蔵で売買による所有権移転です。 整理番号40番は、用瀬町安蔵で売買による所有権移転です。 整理番号41番は、円通寺で贈与による所有権移転です。 整理番号42番は、福部町海土、湯山で贈与による所有権移転です。 整理番号43番は、用瀬町古用瀬で売買による所有権移転です。
議長	それでは、整理番号32番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員	8月2日に、岩永農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は、譲受人の自宅裏にあり、譲受人が今までも耕作をされており、引き続き有効利用できると思えます。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員	竹内推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号32番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。引き続き、整理番号33番を審議します。担当推進委員、山岡委員の報告をお願いします。
山岡委員		8月5日に小林(光)農業委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。譲受人は農業歴50年以上で、2年前までは利用権設定により耕作をされておりました。許可後も引き続き耕作をされますので、問題ないと判断いたしました。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		山岡推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号33番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。整理番号34番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高田委員		7月31日に田淵農業委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。現地は、自宅裏で、現在も譲受人が夏野菜を植付けしています。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田淵委員		高田推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号34番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。整理番号35番を審議します。担当推進委員、小林(洋)委員の報告をお願いします。
小林(洋)委員		8月2日に砂川農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は集落の外れにあり、周辺は耕作放棄地ですが、現在は景観作物が植えてあります。重機を入れて畑地として利用されるということです。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		小林(洋)委員が報告したとおりで、困難なところもありますが、やる気はあるみたいです。
議	長	質疑・意見はございませんか。
柳田委員		新規に耕作をされるようだが、機械はどうなっているのか。

事務局	申請書によりますと、集落の知人から機械は借りられるようです。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号35番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号36番につきまして審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願いします。
森本委員	7月30日に建部農業委員、事務局2名、私で現地確認を行いました。現地は、現在も水稲耕作をされており、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建部委員	森本推進委員が報告のとおりです。
議長	質疑・意見はございませんか。
柳田委員	申請人の関係は。
事務局	報告案件、農地法第18条6項に記載してありますが、その他賃貸借による貸主と借主になります。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号36番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号37番と38番を一括して審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋本委員	8月5日に砂川農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。双方の水田を交換する申請で、それぞれが交換することによって集約され、引き続き水田として利用することです。双方ともトラクター等の大型農機具もあり、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員	橋本推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号37番、38番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。整理番号39番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員		39番、40番は、報告内容が同じですので、一括審議をお願いします。
議	長	整理番号39番、40番を一括して審議します。報告をお願いします。
池本委員		8月1日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局、私、それぞれの譲受人で現地確認を行いました。現在は、それぞれの譲受人が耕作をされております。中山間直接支払交付金の対象農地であり、他の人に売買されて交付金返還になるのも困るので、現在耕作している譲受人が所有することになったようです。チェックシートに照らし合わせて問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号39番、40番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。整理番号41番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員		8月2日に岩永農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。譲渡人の実家と譲受人は隣同士の関係で、譲受人へ贈与することです。譲受人は農機具等も所有されており、効率的に利用できるもので、問題なしと判断いたしました。
議	長	引き続き、担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員		竹内推進委員の報告のとおりで、譲受人の自宅裏であることから問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号41番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。整理番号42番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		8月4日に濱田会長、譲受人、私で現地確認を行いました。現地は、らっきょう畑の真ん中で、海土は一つの畑になっています。譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲受人が引き続き、らっきょうを栽培していくとのことなので問題ありません。
濱田会長		谷口(泰)推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号42番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号43番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員		8月1日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局、私、譲受人で現地確認を行いました。農振除外地の国道沿い農地ですが、現在は水路も使えないので、田んぼとしての機能はありません。譲受人が今までも草刈り等の管理をされていたようです。今回、購入して野菜等を植えて畑として利用されるようなので、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		池本推進委員の報告のとおりで、休耕地を譲受人が今までも管理しており、重機を使って掘り起こして耕作するとのことですので、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号43番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号7番と8番の2件でございます。 整理番号7番、申請地は国府町楠城、転用目的は植林、農地区分は第2種農地、許可根拠は周辺農地に影響なしです。 整理番号8番、申請地は玉津、転用目的は駐車場、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。
議	長	整理番号7番を審議します。担当推進委員、吉永委員の報告をお願いします。
吉永委員		8月2日に山田農業委員、事務局2名、申請者、私で現地確認を行いました。現地は殿ダムの上の小高いところになります。昔は田んぼだったけど、水が引けず、チェック項目に照らし合わせたところ、問題ありませんでした。
議	長	引き続き、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田委員		補足として、場所は平地では無く、山の中であり、転用して、しいたけの穂だ木として使えるクヌギを植える予定です。苗木は別の場所で、すでに育てられており、準備をされておりました。
議	長	質疑・意見はございませんか。
柳田委員		地元の集落でも植林を考えているのですが、まず農振農用地から除外するとか、非農地にしないと植林ができないのですが、どうなっていますか。

事務局	農地転用の基準では、第2種、第3種農地なら植林は可能です。圃場整備がされている第1種農地はできません。農振農用地は除外してから転用することになります。今回の申請地は圃場整備をしていない田んぼでしたので、4条申請となりました。なお、圃場整備されている田んぼは、果樹を植える計画となっています。
山田委員	事務局の説明であったように、圃場整備されている田んぼは、果樹を植える計画をされており、そちらは畑地への転換なので、転用の申請からは削除されております。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号7番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号8番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員	7月30日に建部農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請地は家族用の駐車場にしたいとのことです。内容は、舗装して3台分のスペースを作るとのことです。申請人は10人家族で、現在も8台の車があり、さらに増える見込みがあり、今回の申請になったということです。南側は自宅、北側と西側に畑がありますが、雨水は専用の排水管を設置する配慮がされており、隣接する所有者からも同意を得られており、問題ないと思われま
議長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建部委員	有田推進委員が、詳しく説明されたので、何もありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号8番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号一時転用3番は、他法令の申請がされてなく、審議できる状況でないので、今月は保留とさせていただきますので、整理番号9番から12番の4件でございます。 整理番号9番、申請地は河原町布袋、転用目的は建築条件付き宅地分譲、農地区分は第2種農地、許可根拠は住宅等が連たんする区域に近接する区域内です。 整理番号10番、申請地は河原町和奈見、転用目的は住宅建築、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。なお、7月31日付で農振除外は完了いたしました。 整理番号11番、申請地は用瀬町古用瀬、転用目的は自動車置場、農地区分は第1種農地、許可根拠は既存施設の拡張です。 整理番号12番、申請地は気高町下石、転用目的は住宅建築、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。
議長	整理番号9番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。

荻原委員	8月6日に河毛農業委員、事務局、譲受人2名、私で現地確認を行いました。現地は、道路と家に囲まれており、昨年までは譲渡人が畑として耕作をされていました。柿の木、イチジクが植えてあり、境界も明確になっております。7区画が予定されており、近隣にも了解を得られているとのこと。近くに道路を挟んでビニールハウスと畑がありますが、日の当たる方向とは逆であり問題ありません。水路は敷地内に無く、今回新設されますが、周辺の農地には影響は無いと考えます。条件付きの内容は確認できていません。
事務局	建築条件付きとは、市街化区域以外の農地転用は、造成のみの宅地造成では、転用の許可できません。しかし、売れ残った場合に業者が建築まで行くことを条件とした場合は、転用可能となっているものです。
議長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員	荻原委員の報告のとおりで、問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号9番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号10番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高田委員	7月31日に田渕農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請地は、集落に接続して、集落の外周道路より集落側にあり、周辺農地の耕作には影響は無いと考えられます。住宅建築についても、県外から帰ってきて、両親の面倒を見ながら農地も守っていくための家を建てるので、問題ないと思います。以上のことから、チェックシートに照らし合わせても問題ないと考えます。
議長	引き続き、担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田渕委員	高田推進委員の報告のとおりです。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号10番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号11番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員	8月1日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。隣地を自動車置場として所有している譲受人が、規模拡大のために大型自動車の駐車場として購入されるようです。
議長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。



小林(照)委員		池本推進委員の報告のとおりです。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号11番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号12番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石谷委員		8月1日に角田推進委員、事務局、建築業者、私で現地確認を行いました。角田推進委員の地元であることから、事前に聞き取りをされていきました。母屋の横に子どもの家を建てる予定でしたが、背後が急傾斜地のため、母屋の前に建てるように指導があったのですが、農地にかかってしまったようです。申請地は休耕地であり周辺の農地には影響は無く、問題ないと判断しました。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号12番につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第30号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号44番から54番までの全部で11件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号44番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大石委員		8月6日に竹森農業委員、事務局、申請者2名、私で現地確認を行いました。県道から林道に入り、途中から歩いて現地に行きました。■■■、■■■は、チェックシートの③の自然潰廃した土地で、農地には復旧が困難な土地でした。その奥の■■■、■■■は、途中から獣道だけで入れず、タブレットを参加者で確認して③と判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号44番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号45番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高田委員		7月31日に田淵農業委員、申請人、事務局、私で現地確認しました。集落の奥で、

砂防堰堤の直下であります。20年以上前に砂防堰堤の作業道が土地の真ん中に付けられたことにより2筆になり、耕作を中断し、現在に至るようです。竹や草木に覆われており、農地への復旧は困難と思われま。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。  
整理番号45番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
整理番号46番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。

山根(一)委員 8月6日に川上農業委員、事務局、申請者、土地家屋調査士、私で現地確認を行いました。隣同士の土地を交換していたが、登記されていなかったようで、今回そのことが判明して申請されたようです。現地は庭になっており、農地には復旧できないと判断しました。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。  
整理番号46番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
整理番号47番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。

橋本委員 8月2日に砂川農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請人の実家は空き家状態。■■■と■■■は、道路拡張により道路の法面になっており、農地利用はできないと判断しました。■■■は、山沿いにあり、雑木が生えて復旧は無理と考えられます。■■■は、雑木が生えて原野化する手前で、圃場整備されていないので、農地への復旧は困難と考えます。■■■は、実家の裏で、20年以上前から車庫が建っており、人為的潰廃地です。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。  
整理番号47番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
整理番号48番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。

谷口(和)委員 8月2日に砂川農業委員、橋本推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。私の近所で、子どもの頃から家が建っていましたが、今は取り壊され、プレハブが建っていますので、昭和27年以前から建物があった土地です。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号48番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号49番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田中委員		8月5日に柳田農業委員、事務局、申請人、私で現地確認を行いました。現地は、酒津第一トンネルの上になります。山の上の畑で数十年耕作されていなく、畑に行く道も木々に覆われて行くことができませんでした。農地パトロールの地図を使って、森になっているようなところだと判断しました。長期間耕作放棄されたため、農地への復旧が困難な土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号49番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号50番を審議します。担当推進委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		7月30日に建部農業委員、事務局2名、私で現地確認を行いました。現地は、昭和54年に杉が植林されており、山林になっています。地域の方もいかない場所で、チェックシートに照らし合わせて、転用行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号50番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号51番を審議します。担当推進委員、福田(幸)委員の報告をお願いします。
福田(幸)委員		7月25日に福田(淳)農業委員、事務局2名、湖南地区の推進委員3名の計6名で現地確認を行いました。現地は、本宅の隣で、40年以上前から納屋が建っています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号51番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号52番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大石委員		8月6日に竹森農業委員、事務局、申請人の代理、私で現地確認を行いました。現地は、三角地で昭和60年頃に住宅が建築されて利用されていましたが、10年前に取り

		壊され更地となっています。周辺に農地は無く、国道、市道、住宅に接しています。チェックシートに照らし合わせて、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から20年以上経過していると判断して問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号52番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号53番を審議します。担当推進委員、小谷委員の報告をお願いします。
小 谷 委 員		8月6日に福安農業委員、事務局、申請人、私で現地確認を行いました。20年以上前から耕作されておらず、原野化しておりました。チェックシートの③で復旧が困難な土地に該当します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号53番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号54番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹 内 委 員		8月2日に岩永農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請地の現状は、雑木と草で原野化されており、20年以上耕作されていない土地に該当します。農地行政上も特に支障がないと認められます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号54番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第30号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第31号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		鳥取市長から、令和6年8月27日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規4件、更新16件、計20件、面積は、田が14,459㎡で、畑21,788㎡となっており、計36,247㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権13件、使用貸借による権利7件となっています。 以上で説明を終わります。
議	長	議案第31号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第31号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>	
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続き、議案第32号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が100,382㎡で、畑が22,194㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権31件、使用貸借による権利43件の合計74件となっております。</p> <p>また、最後の74番は、以前に土地所有者不明土地として、公告などの手続きのたびにご報告させていただきましたが、今回、県知事の裁定となりましたので、促進計画の対象農地となりました。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第2項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>一括で質問・意見を受け付けます。</p>	
岩	永	委員	<p>土地所有者不明なのに賃借料があるが、どう処理されるのか。</p>
事	務	局	<p>10年間分の賃借料を法務局に供託して、耕作されることとなります。</p>
議	長	<p>質問・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>	
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第32号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>	
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>	
議	長	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和6年度第5回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後4時53分</p>	